

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立飯島小学校
校長 大野 幸二

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されたことを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受け入れ」「校庭利用」については実施しません。また、児童の学習や生活の様子を把握するために家庭訪問や電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受け入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

時間はこれまでと同様

新しい受け入れカードは、初回参加時および13日（水）からの家庭訪問時に配付します。

初回参加時の体温や参加に関する連絡事項は、これまでのカードの余白や連絡帳に記入して持たせてください。

- 緊急受け入れはあくまでも「緊急の措置」です。
- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受け入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 持ち物は、すでにお知らせしている内容と同様です。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受け入れの利用をご遠慮ください。

3 校庭利用実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

1～4年生は10:30～11:30 5～6年生は9:30～10:30

- 全学年が対象です。緊急受け入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。なお、11日（月）以降分の健康観察票は、13日（水）からの家庭訪問時に配付します。それまでの間は、前回の余白などを利用してください。

次項あり

4 家庭訪問について 5月13日(水)～15日(金) 9:00～12:00

《訪問方法》

- ①担任が各家庭を訪問し、インターホンを鳴らしたり、ドアをノックしたりして名乗りますので、応答をお願いします。
- ②玄関前でインターホン越しやドア越しに、お子さん（または保護者）から体調や休業中の過ごし方などについて話を聞きます。（1分程度）
- ③新しい課題やお知らせなどの配付物を渡します。（ポストに入れる。ドアノブにかけるでも可です。担任との会話の中で、受け取り方を希望してください。）
- ④お子さんから（ご家庭から）学校に提出するものを担任が受け取ります。（担任が玄関前から少し離れ、その間に玄関前に置く。ドアノブにかけるでも可です。担任との会話の中で、渡し方を希望してください。）

※学校に提出していただくものの詳細は、11日(月)にホームページに掲載します。

※各家庭への訪問日時は未確定です。担任が訪問していない状況で、記名のある提出物を玄関前に置いておくなどの対応はご遠慮ください。

※お子さんが不在の場合、後日電話にて連絡します。その際、学校への提出物を持参していただく日時などを決めさせていただきます。なお、学校からの配付物はポストに入れたり、ドアノブ等にかかけたりしておきます。

※今回の家庭訪問に際し、ご家庭の事情等で不都合な点等ありましたら、12日(火)までに学校までご連絡いただくと幸いです。

5 一斉臨時休業期間中の動画配信について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってまいりましたが、休業期間中も継続します。t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。また、お子さんの学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行うこともできます。ご希望される場合は、学校までご連絡(861-1636)ください。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること

次項あり

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

7 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。